

○南会津町小規模事業者等活性化事業補助金交付要綱

令和2年4月1日

告示第37号

改正 令和2年9月23日告示第68号

令和4年3月17日告示第10号

令和5年3月31日告示第37号

令和6年3月27日告示第20号

(目的)

第1条 この要綱は、町内でサービスの向上、事業の拡大等に積極的に取り組む小規模事業者等に対し、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において南会津町小規模事業者等活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本町における事業活動を促進し、地域経済の活性化、経営の安定及び事業の継続を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模事業者等」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に定める商工業者又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第3号及び第4号に定める中小企業者であつて、町内に主たる事務所又は事業所を有する者のほか、町長が特に認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者は、南会津町商工会から推薦を受けた小規模事業者等のうち、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 南会津町暴力団排除条例（平成24年南会津町条例第4号）第2条第2号又は第3号の規定に該当していないこと。

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していないこと。

(4) 別表第1に該当する事業を営む者でないこと。

(5) 別表第2に定める事業の拡大、生産効率の向上等に供する事業の補助対象者は、南会津町地域活力創生事業補助金交付要綱（平成28年南会津町告示第43号）第3条に規定する補助対象者でないこと。

(6) その他町長が不適切と認める営業を行っていない者であること。

2 前項第4号の規定にかかわらず、別表第2に定めるもののうち、新型コロナウイルス感染症対策事業及び新たな事業展開に対応するための事業（発展性又は経営の安定化への効果が認められるものに限る。）にあつては、町長が特に必要と認める場合は、別表第1に該当する事業を営む者を補助金の交付対象とすることができるものとする。

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。ただし、別表第3に定める経費は、補助金の交付対象としないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方自治体、公益法人等から当該事業に対して補助金等が交付される場合は、この補助金の交付対象としないものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度中に南会津町小規模事業者等活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 推薦書（様式第4号）

(4) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときはその内容を審査し、その適否を決定するものとし、適当と認めたときは南会津町小規模事業者等活性化事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、不適當と認めたときは南会津町小規模事業者等活性化事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により町長の承認を受けようとする場合は、速やかに南会津町小規模事業者等活性化事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の10分の2以内の増減とする。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、南会津町小規模事業者等活性化事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定の日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 事業実績書（様式第9号）

(2) 収支精算書（様式第10号）

(3) 経費の支払いを証する書類の写し及び写真

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金請求）

第9条 補助事業者は、事業が完了した場合は、前条の実績報告書と併せ、南会津町小規模事業者等活性化事業補助金交付請求書（様式第11号）を町長に

提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

附 則 (令和2年告示第68号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の小規模事業者等活性化事業補助金交付要綱の規定は、令和2年3月1日から適用する。

附 則 (令和4年告示第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第37号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年告示第20号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助金の交付対象としない事業者

農業
漁業
金融・保険業
医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
娯楽業、サービス業等のうち以下のもの (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律

<p>第122号) に基づく許可又は届出が必要な営業</p> <p>(2) 易断所、観相業、相場案内業</p> <p>(3) 競輪・競馬等の競走場、競技団</p> <p>(4) 芸妓業、芸妓斡旋業</p> <p>(5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業</p> <p>(6) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの</p> <p>(7) 集金業、取立業</p> <p>(8) 宗教</p> <p>(9) 政治・経済・文化団体</p>

別表第2 (第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 事業の拡大、生産効率の向上等に供する事業	1 店舗等の改修に係る経費(付帯設備工事を含む。)	補助対象経費の合計額の2分の1以内	20万円
	2 生産設備等の導入に係る経費	補助対象経費の合計額の2分の1以内	20万円
2 新商品・新製品開発事業(販路拡大又は事業拡大が見込めるものに限る。)	原材料費、設備等の導入に係る経費、工具器具費、外注加工費、システム構築費等で、対象事業の実施に直接要する経費	補助対象経費の合計額の2分の1以内	20万円
3 製品等の販路開拓のための展示会等参加事業	展示会等出展料、展示物等の運搬費、広報費、旅費、宿泊費、消耗品費等で、対象事業の実施に直接要する経費(2人分を限度とする。)	補助対象経費の合計額の3分の1以内	県外の場合 10万円 国外の場合 20万円

4 経営改善、業態変更等に伴う専門家活用事業	専門家に対する謝金、旅費等で、専門家の活用に直接要する経費	補助対象経費の合計額の3分の2以内	30万円
------------------------	-------------------------------	-------------------	------

備考

- 1 補助金の額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。
- 2 同一年度における1事業者当たりの補助金額の限度額は、30万円とする。
- 3 1事業者当たりの補助金額の累計限度額は50万円とする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策事業は累計から除くものとする。
- 4 製品等の販路開拓のための展示会等参加事業については、商談を伴わず、その場で小売することを主目的としたものを除く。

別表第3（第4条関係）

補助金の交付対象としない経費

補助対象経費	左欄のうち、補助金の交付対象としない経費
店舗等の改修に係る経費（附帯設備工事を含む。）	(1) 町内事業者との契約が伴わない工事等による店舗等の改修費 (2) 住宅部分及び住居併用の事務所の改修に係る経費 (3) 店舗等と別棟の倉庫、駐車場等の工事に係る経費 (4) 造園、門扉、塀又は外構のみの工事に係る経費 (5) 下水道接続のみとなる配管工事に係る経費 (6) 店舗等の改修を伴わない解体工事に係る経費 (7) 内装工事を伴わない電気製品及び照明器具の取替工事に係る経費 (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないと認める経費
設備等の導入に係る経費	(1) 取得価格が1につき3万円未満の設備等の導入に係る経費

- (2) リース契約に基づく設備等の導入に係る経費
- (3) 生産設備等の更新に係る経費
- (4) 他からの転用が可能と認められる設備等の導入に係る経費
- (5) 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる設備等の導入に係る経費
- (6) 町内の店舗等に設置しない設備等の導入に係る経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないと認める経費